



「第二期 京都市動物愛護行動計画」(概要案) 意見応募用紙

様式は自由ですが、郵送やFAX等で送付いただく場合に、このページを御利用ください。
お寄せいただいた御意見につきましては、個人情報を除き、内容を公表させていただく場合があります。
また、御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。



◆新しい指標（殺処分数、引取数、返還・譲渡率）についての御意見

.....
.....
.....

◆新規及び強化する取組への御意見

・多頭飼育崩壊対策

.....
.....
.....

・ペットを飼っている独居高齢者対策

.....
.....
.....

・所有者不明猫対策

.....
.....
.....

・その他の取組

.....
.....
.....

◆その他（計画全般）への御意見

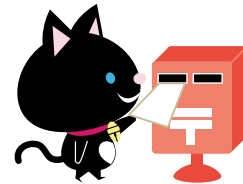
.....
.....
.....

*御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ、該当する番号に○を付けてください。

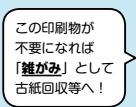
年齢 1.20歳未満 2.20歳代 3.30歳代 4.40歳代 5.50歳代
6.60歳代 7.70歳代 8.80歳代以上 9.回答なし

性別 1.男性 2.女性 3.回答なし

居住地 1.京都市
北区 上京区 左京区 中京区 東山区
山科区 下京区 南区 右京区 西京区 伏見区
2.京都府内（京都市以外） 3.その他 4.回答なし



「京都動物愛護センター」マスコットキャラクター
京(きょう)ちゃん 都(みやこ)ちゃん



令和2年12月発行
発行：京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 京都市印刷物 第〇〇〇〇号

第二期 京都市 動物愛護行動計画 (概要案)

～市民の皆様からの御意見を募集します！～

(計画に掲げる取組の例)



多頭飼育崩壊対策への取組



飼い主が入院・死去で
家に犬猫が残されてしまう問題への対応



所有者不明猫対策の強化



京都動物愛護センター
京都市動物愛護事業推進基金の周知強化

計画の目的

京都市では、「京都動物愛護憲章」や「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の制定をはじめ、「人と動物とが共生できるうおいのある豊かな社会」の実現に向けて取組を進めてきました。

京都市動物愛護行動計画(以下、「行動計画」という。)は、府市協働で運営している京都動物愛護センター(以下、「動物愛護センター」という。)を拠点として府市協働で取り組む事業や、本市の地域特性を考慮し重点的に取り組むべき事業などを明記するなど、市域における動物愛護事業の一層の推進を図るため、本市独自に策定したものです。

この度、令和元年6月に動物愛護管理法が改正され、これに伴い、同法に基づき策定される国の施策の方向性を示した「基本指針」や京都府の動物愛護推進計画が改定されること、また、これまでの本市の取組の成果や地域特性を踏まえ、新たな課題への対応など、本市における動物愛護行政の一層の推進を図るため、「第二期行動計画」を策定します。

計画の期間

令和3年度から令和12年度まで(5年経過を目途に見直します。)

募集期間 令和3年1月4日(月)～2月5日(金)

応募方法 郵送、FAX、電子メール又はホームページの意見応募フォーム等により御応募ください。
(様式は自由ですが、本リーフレットの「意見応募用紙」も御利用いただけます。)

応募先及び問合せ先 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル6階
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課動物愛護担当
TEL:075-222-4271 FAX:075-213-2997 Email:eisei@city.kyoto.lg.jp
ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hokenfukushi/000277687.html>



御意見の取扱い

- 意見募集で収集した個人情報については、「京都市個人情報保護条例」に基づき、適切に取り扱い、他の目的に使用することはありません。
- お寄せいただいた御意見はとりまとめうえで、ホームページで公表させていただく場合があります。
- 御意見に対する個別の回答は行いませんので、御了承ください。



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

01 取組の成果と今後の課題、新たな指標の設定について

京都市動物愛護行動計画では、動物愛護センターの運営に係る以下の事項を指標項目として、その目標達成に向けて様々な取組を進めていきます。

第一期行動計画に基づく、平成19年度から平成30年度までの10年間の実績と課題は以下のとおりです。この実績等を踏まえて、令和3年度からの第二期行動計画では新たな指標値を以下に記載する「新指標値の考え方」に基づき設定します。

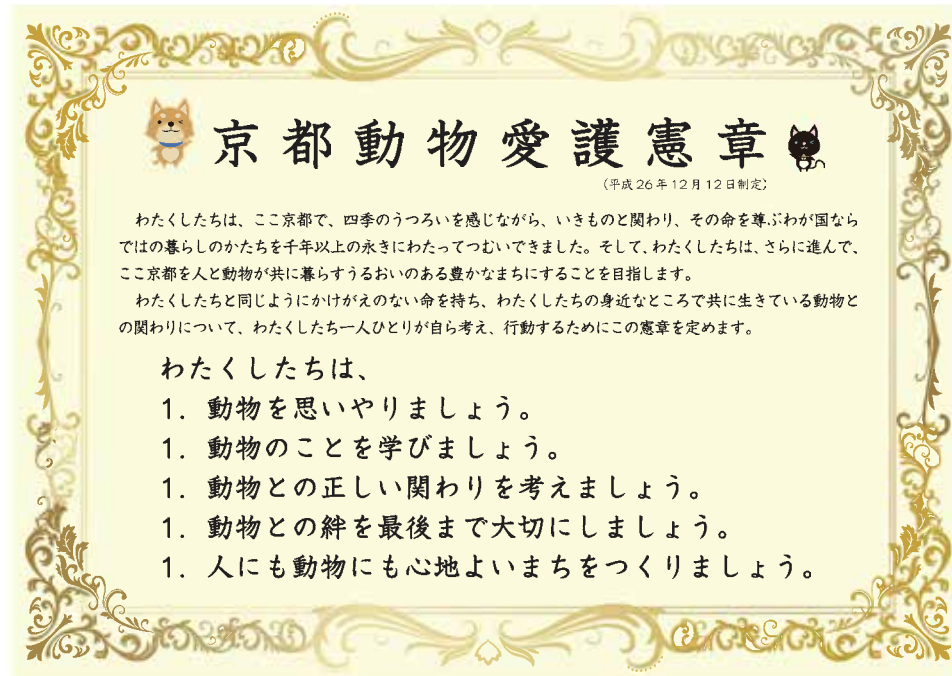
		一期基準年度 H19	第一期行動計画 H21～H30	一期目標年度 二期基準年度 H30	第二期行動計画 R3～R12	二期目標年度 R12
		H22～ 京都市まちねこ 活動支援事業開始	H26 京都動物愛護 憲章制定	H27 ・京都動物愛護センター開設 ・「京都市動物との共生に向けた マナー等に関する条例」施行	R1 改正動物愛護 管理法公布	R2 ・基本指針改正 ・京都府動物愛護 推進計画策定中
指標項目		(これまでの実績)			(これからの目標)	
I 引取数	飼い犬の 引取数	176頭	91%減	15頭	60%減	6頭
	飼い猫の 引取数	783頭	95%減	42頭	60%減	15頭
【引取数】 やむを得ない事情により飼えなくなった犬猫を飼い主から引き取った頭数		課題 <ul style="list-style-type: none"> 多頭飼育者の対策（多頭飼育者の把握・適正飼育の指導、多頭飼育崩壊事案に対する対応等） ペットを飼育している独居高齢者の対策（独居高齢者及び関係者等への適正飼養・終生飼養の周知啓発等） 教育機関等と連携した児童や生徒等への動物愛護教育の実施（動物愛護精神の育成、動物との関わり方や適正飼養等の情報提供等） 			新指標値の考え方 飼い主への終生飼養の啓発や引取りを思いとどまらせる取組によって引取数を減らす。そのため、やむを得ない事情により飼えなくなった犬猫を飼い主から引き取った数（引取数）を指標値とする。	
II 返還・譲渡率	犬の返還・ 譲渡率	32%		62%		100%
	猫の返還・ 譲渡率	0%		19%		30%
【返還・譲渡率】(①+②)÷③×100 ①返還数 徘徊中に保護され収容した犬猫のうち、飼い主が判明し、返還した頭数 ②譲渡数 収容した犬猫（飼い主からの引取りを含む。）のうち、新しい飼い主へ譲渡した頭数 ③収容数 飼い主からの引取や徘徊中に保護されるなど、収容された全ての犬猫の頭数		課題 <ul style="list-style-type: none"> 市民等に対する本市動物愛護施策の情活動内容（譲渡事業等）・京都市動物愛 所有者明示及び室内飼養の徹底（マイ ペットに係る災害時の対策（避難所で被災した飼い主への支援等） 			新指標値の考え方 犬猫の収容を抑制するとともに、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を進めていくことから、返還・譲渡率を指標値とする。	
III 殺処分数	犬の 殺処分数	208頭	87%減	26頭		① 収容数を減らす取組 ② 0頭 ③ 収容数を減らす取組
	猫の 殺処分数	2,196頭	67%減	730頭	②を60%減	① 収容数を減らす取組 ② 200頭 ③ 収容数を減らす取組
		課題 <ul style="list-style-type: none"> 所有者等のいない猫対策の強化（無秩序なエサやりの抑止、まちねこ活動の拡充） 			新指標値の考え方 <ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針の考え方に基づき、『①疾病や攻撃性があり譲渡できない犬猫』や『③負傷等により引取り後死亡した犬猫』を除いた『②譲渡先の確保や飼養管理が困難な犬猫』について平成30年度の実績60%減を指標値とする。 『①疾病や攻撃性があり譲渡できない犬猫』や『③負傷等により引取り後死亡した犬猫』は数値目標を掲げず、収容数を減らす取組により、その殺処分数を減らすことにつなげる。 	

【殺処分の区分化】 ① 疾病や攻撃性があり譲渡できない犬・猫
② ①を除いた譲渡先の確保や飼養管理が困難な犬・猫
③ 負傷等により引取り後死亡した犬・猫

【基本指針】 R2
・②について返還・譲渡を進め令和12年度の殺処分数について平成30年度比50%減を目指す。
・①、③については、引取数を減少させ、結果的に該当する数を減らしていく。

02 指標値達成に向けた取組

「京都動物愛護憲章」に掲げる5つの理念を行動計画の核とします。



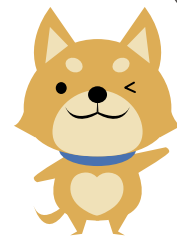
▼府市協働 ■市単独 **NEW** 新規事業 **POWER UP** 強化事業

I 動物のことを思いやりましょう。

収容動物の返還、譲渡の推進

- NEW** ▼ 民間企業等と連携した譲渡事業の推進
- ▼ 京都動物愛護センターからの収容動物に関する情報発信 (ホームページ、SNS等の活用)
- ▼ マイクロチップの普及促進 (ペットへの個体識別明示の推進)
- ▼ 子猫の一時預り在宅ボランティア制度の充実
- ▼ 府市連携による広域譲渡事業の実施
- ▼ 「京都方式※」による譲渡の推進
- ▼ 京都夜間動物救急センターにおける獣医師会との連携

※外部の専門家の監修のもと、職員が犬の行動修正等を行う「京都方式」によって、譲渡適性の獲得に努めています。



II 動物のことを学びましょう。

教育機関等との連携による動物愛護教育の実施

- POWER UP** ▼ 動物愛護副読本を活用した子ども向け動物愛護教育の実施
- POWER UP** ▼ 学校教育現場における出前講座の実施
- ▼ ワーキングドッグ等の人間社会に必要とされる動物の普及啓発
- ▼ 動物園と連携した動物愛護精神の普及啓発

III 動物との正しい関わりを考えましょう。

所有者等のいない猫対策の推進

- POWER UP** ■ 京都市まちなこ活動支援事業の推進
- 所有者等のいない猫への不適切な餌やり行為防止に向けた取組

多頭飼育崩壊対策

- NEW** ■ 社会福祉施策と連携した多頭飼育者対策の実施
- 無秩序な犬猫の繁殖を抑制するための避妊去勢手術の推進

IV 動物との絆を最後まで大切にしましょう。

飼い主責任の徹底

- POWER UP** ▼ 終生・適正飼養に関する啓発
- ▼ 「飼い方相談会」、「しつけ方教室」等の定期的な開催
- 咬傷事故の未然の防止の徹底
- 犬の登録・狂犬病予防注射接種の徹底
- 周辺への迷惑行為防止のための適正飼養の徹底
- 特定動物飼養者の管理責任及び法令順守の徹底
- ▼ 動物の遺棄・虐待の防止 (罰則強化の周知、警察や獣医師会との連携)

独居高齢者対策

- NEW** ■ 社会福祉施策と連携した独居高齢者対策の実施

V 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

動物愛護ボランティア等の育成

- ▼ 動物愛護センターボランティアとの協働
- 動物愛護推進員を対象にした研修会の実施
- 動物愛護行政に精通した職員の育成

動物愛護施策の情報発信及び協力の拡充

- NEW** ▼ 動物愛護事業に係る事業や取組の配信 (ホームページ、SNS等の活用)
- POWER UP** ▼ 京都市動物愛護事業推進基金の周知啓発

ペットに係る災害時の対策

- POWER UP** ■ ペット同行避難に向けた避難所での受入体制の整備・強化
- POWER UP** ■ 災害時の放浪動物の保護や飼い主に対する飼育継続の支援
- 京都市獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業者等との災害時における連携体制の構築

動物取扱業者と連携した取組

- 動物取扱業者に対する監視指導と違反業者に対する厳正な措置等
- 動物取扱業者に対する講習会の実施
- 動物の販売時における購入者への説明責任の徹底

03 国（環境省）・京都府・京都市の関係

改正動物愛護管理法（令和元年6月公布）

動物愛護施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針：令和2年4月公布）

京都府 京都府動物愛護推進計画（府域全域、市域を含む。）
令和3年度～令和12年度

京都動物愛護憲章
（平成26年12月12日
府市共同制定）

京都市 第二期京都市動物愛護行動計画
令和3年度～令和12年度

京都動物愛護センター
（平成27年度府市共同設置）

基本指針や京都府の計画の改正を受け、また、第一期行動計画の成果や本市の地域特性・課題を踏まえて、第二期行動計画を策定する。

04 京都市の地域特性

- ・人口密度が高い。
- ・住宅が密集している。

ペットの不適切な飼養による鳴き声や臭い又は野良猫への無責任な給餌などによるふん尿の被害等により、住民の間で感情的な対立が誘発されやすい。

帰宅困難者対策や避難所の確保など、災害対策に大都市特有の課題

ペット同行避難や飼い主による平常時の準備など、ペットの災害対策の体制整備や啓発が強く求められる。

- ・家畜などの産業動物を飼養する施設や実験動物を保有するような大規模な施設等は少ない。
- ・動物由来感染症については広域的な対応が必要



第一期行動計画に記載のあった産業動物、実験動物、動物由来感染症等については、府計画により取組を推進することとし、本市の第二期行動計画は、ペット動物の動物愛護に係る取組にフォーカスする。

（参考）第一期行動計画に基づいて実施した取組紹介

詳細は↓



京都動物愛護センターの取組

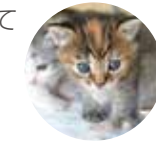
「京都方式」による問題行動の修正

● 平成27年から、譲渡が難しい問題行動のある収容犬に対して、高度なノウハウを持つ外部の専門家による監修の下、職員が収容犬の行動修正等を行い、譲渡の拡大に努めている。



子猫の一時預り在宅ボランティア

● 平成27年度から、保護した猫の譲渡事業を推進するために、産まれて間もない子猫を自宅で一時的に預かり、一般への譲渡が可能となる2箇月齢まで飼育していただくボランティア制度を実施している。



イベント等の開催

● 動物愛護センターでは毎月、「犬の譲渡会」や「しつけ方教室」などのイベント等を開催し、終生飼養や適正飼養等の効果的な啓発を行っている。

ボランティアスタッフ

● 幅広い市民との協働による施設運営を目指し、平成25年度から、ボランティアスタッフを募集し養成している。現在5期から第7期までの110名がボランティアスタッフとして登録（任期3年間）されている。

京都動物愛護センター SNS



twitter



facebook



instagram

動物愛護教育

きょうとアニラブクラス

● 幼少期、少年期における動物愛護精神の形成を目的として、平成24年度から、小・中学校等に出向き、学年に応じた講座（授業）を実施している。（実績：合計103校 約7,300名）



副読本の配布

- 動物の命を尊ぶ心や動物との関わり方を子どもたちに伝えるため、平成28年度以降、毎年副読本を市内の小学校1年生（約11,000名）に配布している。
- 副読本を小さい子どもにも読み聞かせができるよう紙芝居に加工したものを、平成28年度に市内の幼稚園、保育園、児童館に配布した。

京都市動物愛護事業推進基金

- センターを多くの方に愛着を持っていただける施設とするため、施設や事業の推進に当たって所要の財源を確保するため、平成24年4月2日から「京都市動物愛護事業推進基金」を設け、寄附金を募っている。
- これまでにいただいた寄附金約1億6千万円については、センターの整備費のほか、本市が実施する動物愛護啓発及び収容動物の譲渡に向けた取組の財源として活用している。

京都市まちなご活動支援事業

- 周辺住民の理解の下、地域住民が餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき野良猫を適切に飼養管理するとともに、避妊・去勢手術を本市が無料で行うことにより、野良猫の無秩序な増加を防止し、野良猫に一代限りの命を全うさせる「まちなご活動支援事業」を平成22年度から実施している。
- 令和元年度末までの取組の結果から、屋外で死亡した野良猫の頭数は減少しており（H26:5,169頭→R1:3,715頭）、活動期間が長いほど野良猫が減った地域の割合が高く、また、1地域当たりの野良猫の減少頭数が多いことが分かり、本市独自の制度による取組の効果が確認されている。

【まちなご活動期間（年）】

活動年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
猫が減った地域の割合	62%	41%	83%	70%	75%	100%	100%	100%	100%
減った猫の頭数（1地域当たり）	0.69	0.14	1	3	5.1	8.7	13	10.5	4

ペット防災

- 各区、各学区等における防災訓練等の機会をとらえ、ペットの同行避難訓練や避難所設営の実演啓発ブースの設置等を実施している。
- 避難所を運営される地域の方に向けて、ペットの受入方針やルールを検討していくための手法等をまとめた手引書「ペットの避難どうしよう？」を配布し、ペットの受入環境の整備を促すとともに、飼い主に対する普段から災害への備えについて啓発を進めている。
- 平成29年5月に公益社団法人京都市獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結している。

